給水装置工事申込に伴う費用

令和6年5月1日

水道加入金

水道メーター口径	給水装置の新設	給水装置の改造 （増　径）
φ２０mm以下	396,000円	新口径と旧口径 との差額とする
φ２５mm	712,800円	
φ３０mm	1,152,800円	
φ４０mm	2,455,200円	
φ５０mm	4,415,400円	
φ７５mm	9,108,000円	
φ１００mm	18,458,000円	
φ１５０mm	50,402,000円	

・ 上記金額は、消費税相当額を加算した額です。

・ 集合住宅等については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、戸数を乗じ算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとします。

・ 単身者向け共同住宅については軽減措置があります。
（戸数を乗じる方法で算定した場合）

・ **水道加入金は給水装置工事の分岐工事の申請時に徴します。**
※ 市が別に指示したときは内線申請時に徴する場合があります。
（分岐が完了しているなど）

検査手数料等（１申請あたり）

名称	分岐	臨時	内線
設計審査費	7,200円	7,200円	7,200円
分岐立会費	5,400円		
竣工検査手数料	2,700円		5,400円
表示ピン	350円		
合計	15,650円	7,200円	12,600円

・ 表示ピンの金額は、消費税相当額を加算した額であり、それ以外は非課税です。

・ 臨時を分岐と同時に申請する場合は、分岐手数料（15,650円）のみで、臨時に係る手数料（7,200円）は不要です。

・ 国道及び府道の分岐工事は、道路掘削申請費（7,200円）が必要です。

八幡市上下水道部上水道課
ＴＥＬ：０７５－９８３－５３２８